

金融資料

金融共通

6-1 「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」 (平成4年法律第87号)の概要

(平成4年6月26日公布)

1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成4年3月17日	平成4年5月14日	平成4年6月3日	平成4年6月4日	平成4年6月16日	平成4年6月18日	平成4年6月19日	平成4年5月14日 衆本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

(出所) 参議院「参議院審議概要 第123回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/123/1233305.pdfより作成。

2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

昨年の証券及び金融をめぐる一連の問題につきましては、政府といたしましても極めて深刻に受けとめ、その際、国会及び臨時行政改革推進審議会よりいただいた御指摘を最大限尊重し、これらの問題の再発防止及び我が国の金融・資本市場に対する内外の信頼回復を図るため、法制上、行政上の総合的な対策に取り組んでいくこととしたところでございます。

また、金融・資本市場の自由化、国際化を進めるため、これまでも逐次各種の措置を講じてきたところでございますが、さらに、金融制度及び証券取引制度の面においても改革を推進する必要があると考えております。

このため、政府といたしましては、より公正で透明な証券市場等の実現に向け、新しい検査監視体制の創設を含む所要の措置を講ずるとともに、金融・資本市場における有効かつ適正な競争を促進すること等を目的とした金融制度及び証券取引制度の改革を行うこととし、これらの法律案を提出することとした次第でございます。

〔中略〕

次に、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、金融機関の経営の健全性の確保による預金者等の保護及び投資者保護の徹底を図りつつ、内外の利用者のため、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等による金融・資本市場の効率化及び活性化並びに諸外国と調和のとれた金融制度及び証券取引制度の構築を図るためのものであります。このため、金融機関及び証券会社の各種の業務分野への参入を初めとする金融制度及び証券取引制度の包括的な改革を実施することとし、所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、金融機関及び証券会社が、各種の業務分野へ参入できるようにするため、銀行等の証券子会社及び信託銀行子会社並びに証券会社の銀行子会社及び信託銀行子会社に係る規定を設けるとともに、信用金庫等について、本体で信託業務を営むことができることといたしております。

第二に、証券取引制度の見直しを行い、金融の証券化の進展に対応し、有価証券の定義の整備を行うほか、公募について、人数基準の明確化、投資者の属性への配慮等の見直しを行うとともに、私募についての法整備及び情報開示制度の充実を図ることといたしております。

第三に、協同組織金融機関の業務規制の緩和等を行い、信用金庫等について、社債等の募集の受託業務を、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合等について、国債等の募集の取り扱い及び売買業務並びに外国為替業務を行うことができることとする等の改正を行うことといたしております。

第四に、金融機関の健全性の確保を図るため、銀行等が経営の健全性を判断するための基準に係る規定を設けるほか、大口信用供与規制、子会社等との間の取引の規制等の措置を講ずることといたしております。

その他、業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧についての規定、金融機関の合併及び転換に関する規定等について所要の整備等を行うほか、相互銀行法を廃止することといたしております。

以上、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。】

(注) 「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案」の趣旨説明は、資料6-46に掲載している。

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成4年5月14日)。

3. 法律案の要旨

「本法律案は、預金者等の保護及び投資者保護の徹底を図りつつ、内外の利用者のため、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等による金融・資本市場の効率化及び活性化等を図る必要性にかんがみ、金融機関及び証券会社の各種の業務分野への参入等金融制度及び証券取引制度の包括的な改革を実施しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、銀行法等金融に関する法律の一部改正等

1 子会社による証券業務及び信託業務への参入

銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、信用金庫連合会等協同組織金融機関の連合会及び農林中央金庫(以下、銀行等)は、子会社によって証券業務及び信託業務に参入することができる。

ただし、大蔵大臣は、当分の間、銀行等の証券子会社の取次等の業務(ブローカー業務)の免許については、株券に係る業務を行ってはならない旨の条件を付する。

2 銀行等の本体での取扱い業務

- ① 銀行等が証券化関連商品及び私募の取扱いができるよう各業法の整備を行う。
- ② 信用金庫等協同組織金融機関及びこれらの連合会は、認可を受けて信託業務を本体で兼営することができる。

3 協同組織金融機関の業務規制の緩和

信用金庫及び同連合会、信用協同組合及び同連合会、労働金庫連合会、農業協同組合並びに商工組合中央金庫について、社債等の募集の受託及び担保付社債信託業務を行うことができることとするとともに、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合及びこれらの連合会について国債等の窓口販売及び売買業務(ディーリング業務)並びに外国為替業務を行うことができることとする等業務規制の緩和を行う。

4 金融機関の健全性の確保等

- ① 主務大臣は、銀行等及び商工組合中央金庫の自己資本の充実の状況等経営の健全性を

判断するための基準を定めることができる。

- ② 信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の各連合会及び農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及びこれらの連合会並びに農林中央金庫の同一人に対する信用供与の限度額を定める。
- ③ 長期信用銀行及び外国為替銀行の普通銀行への転換及び異種の金融機関との合併の手続きを明確化するとともに、労働金庫の異種の金融機関への転換及び合併を可能とする。
- ④ 相互銀行法を廃止する。

二、証券取引法等の一部改正

1 有価証券概念の整備

法人が事業資金調達のために発行するコマーシャル・ペーパー、海外の金融機関の貸付債権を流動化したもの（CARDs）、住宅ローン債権信託受益権等を証券取引法上の有価証券とし、これらの仲介業務を銀行等が行うことができる。

2 公募概念の見直し、私募についての法整備

公募概念についての人数基準を明確にするとともに適格機関投資家に対してのみ発行する場合には情報開示を免除する等の措置を講ずるとともに、私募（新たに発行される有価証券の取得の申し込みの勧誘であって有価証券の募集に該当しないもの）を証券業務とする。

3 子会社による銀行業務への参入

証券会社は、子会社によって銀行業務に参入することができる。

（出所）参議院「参議院審議概要 第123回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/123/1233305.pdf。

4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成4年6月3日）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 個人、中小企業、農林漁業者等がその需要に応じた金融商品・サービスの提供を受けられるなど、小口利用者に対するサービスの向上が図られるよう努めるとともに、中小金融機関の業務範囲の拡大に引き続き配慮すること。
- 二 一連の証券・金融不祥事により低下した国民の信頼を回復するため、引き続き、金融機関及び証券会社の経営姿勢の是正を促すとともに、仮名取引の防止及び顧客情報の適正管理について、厳正な指導を行うこと。
- 三 金融機関及び証券会社の業務運営についての経営責任を自覚した自主的な努力を尊重するとともに、銀行法等に基づく金融機関の業務及び不良債権を含め財産の状況に関する開示について一層の充実を図ること。また、労働時間短縮についても精力的に取り組むこと。
- 四 業態別子会社の設立に当たっては、今後の経済情勢、銀行、証券会社等の営業状況等の正常化を見極め、漸進的・段階的に慎重かつ適切に対処すること。
- 五 銀行による既存の証券会社の買収及び銀行の証券子会社と既存の証券会社の合併に際しては、銀行の証券子会社の株式ブローカー業務が禁止されている趣旨が損なわれることのないよう慎重に対処すること。
- 六 金融機関及び証券会社の相互参入に伴い発生する可能性のある弊害の防止については、適正な競争促進を旨とする制度改革の意義を損なうことなく、かつ、実効性のある明確な措置を講ずるとともに、政省令の制定については、法律施行後に混乱を生ずることの

ないよう早急に具体的・的確な内容を規定すること。

- 七 金融・資本市場における適正な競争を確保するため、免許基準の明確化により新規参入の推進を図るとともに、行政裁量を極力抑制し、諸規制・諸慣行の見直しを速やかに完了すること。また、小口取引等について配慮しつつ株式等売買委託手数料の自由化を推進すること。
- 八 ノンバンクの融資業務の健全性を確保するため、業界団体に対して自主ルールの策定を要請すること。
- 九 金融機関の関連ノンバンクの管理体制の強化を図り、ノンバンクに対する金融機関の融資業務の適正化を求めるとともに、法改正後、ノンバンクの実効ある実態把握に努め、今後の事態の推移に適切に対応すること。
- 十 消費者金融に係る多重債務者の急増傾向に対応し、過剰借入れを抑制するため、業界団体に対して自主規制措置の推進を指導すること。」

○参議院大蔵委員会における附帯決議（平成4年6月18日）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 金融制度改革の主旨にかんがみ、個人、中小事業者、農林漁業者等の小口利用者の多様なニーズに応じた金融商品・サービスが提供されるよう努めるとともに、中小金融機関の業務範囲の拡充に引き続き配慮すること。
- 一 業態別子会社の設立に当たっては、一時期の過度の参入による市場の混乱を回避するため、銀行、証券会社等の営業状況等を踏まえ、慎重、かつ、適切に対処すること。
- 一 金融機関及び証券会社の経営の健全性を確保し、預金者・投資者保護に万全を期するため、金融機関及び証券会社の業務規制を緩和するに当たっては、その業務遂行能力等を十分勘案するとともに、協同組織金融機関については、優先出資制度を含め、自己資本充実のための方策を検討すること。
- 一 金融機関及び証券会社の相互参入に伴い発生するおそれのある弊害の防止については、適正な競争の促進等制度改革の意義を損なうことなく、かつ、実効性のある明確な措置を講ずること。また、政省令の制定については、法律施行後に混乱を生ずることのないよう早急に具体的・的確な内容を規定すること。
- 一 銀行による既存の証券会社の買収及び銀行の証券子会社と既存の証券会社の合併に際しては、銀行の証券子会社の株式に係るブローカー業務が禁止されている趣旨に沿って慎重に対処すること。
- 一 一連の証券・金融不祥事により損なわれた国民の信頼を回復するため、引き続き、金融機関及び証券会社の経営姿勢の是正を促すとともに、仮名取引の防止及び顧客情報の適正な管理について、厳正な指導を行うこと。また、指導、検査のための体制の充実に努めること。
- 一 金融機関及び証券会社の公共性と業務運営における自主性の調和を図るとともに、銀行法等に基づく金融機関の業務及び不良債権を含めた経営内容の開示について一層の充実を図ること。また、最近の産業界全体の動向を踏まえ、労働時間短縮についても精力的に取り組むこと。
- 一 新規参入による金融・資本市場の適正な競争の促進を図るため、免許基準を明確化することにより、行政裁量を極力抑制するとともに、金融・資本市場の諸規制・諸慣行の見直しを速やかに完了すること。また、株式等売買委託手数料については、小口取引等に配慮しつつ、その自由化を推進すること。
- 一 ノンバンクが我が国金融システムの中で重要な地位を占めつつある状況にかんがみ、融資業務の健全性を確保するため、業界団体に対して自主ルールの策定を促すこと。
- 一 金融機関の関連ノンバンクの管理体制の強化を図り、ノンバンクに対する金融機関の

融資産業務の適正化に努めるとともに、ノンバンクの実効ある実態把握に努め、今後の事態の推移に適切に対応すること。
右決議する。]

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(平成4年6月3日)。参議院「大蔵委員会議録」(平成4年6月18日)。

6-2 「金融システム改革のプラン～改革の早期実現に向けて～」(平成9年6月13日)

金融システム改革のプラン～改革の早期実現に向けて～

平成9年6月13日
大蔵省

I 金融システム改革の必要性

- (1) 我が国経済が、21世紀の高齢化社会においても活力を保っていくためには、我が国の経済社会システムを構造的に変革することが必要であり、経済の動脈ともいべき金融システムについても、21世紀の我が国経済を支える優れたものへと変革することが不可欠である。
- (2) 一方、グローバリゼーション、情報・通信の技術革新が進展し、欧米金融市場においては新たな金融商品の登場、さらには、1999年には新通貨ユーロの出現といった大きな変化が見られる中、我が国金融市場の空洞化を防ぐためにも、市場機能を活性化させることが急務である。また、これにより、通貨としての円の地位の向上が図られることにもなる。
- (3) このためには、1200兆円にも上る個人金融資産が有利に運用され、次世代を担う成長産業への資金供給が円滑に行われ、また、海外との間でも活発な資金フローが実現するよう、市場の透明性・信頼性を確保しつつ、大胆な規制の撤廃・緩和を始めとする金融市場の改革を行うことにより、マーケットメカニズムが最大限活用され、資源の最適配分が実現される金融システムを構築することが喫緊の課題である。

II プラン策定の経緯

金融システム改革は、96年11月に橋本総理のイニシアティブにより開始され、証券取引審議会、企業会計審議会、金融制度調査会、保険審議会及び外国為替等審議会は、直ちに、2001年までに改革が完了するプランの検討を開始した。また、改革を一体的なものとして円滑に推進するため、各審議会代表者による「金融システム改革連絡協議会」を設置し、各審議会相互に関連する問題等について議論を行ってきた。このうち、改革のフロントランナーとしての「外国為替及び外国貿易管理法」改正については、外国為替等審議会における本年1月の答申を受け、3月には改正案が国会に提出され、5月に可決・成立したところである。

今回取りまとめられたプランは、昨年11月の橋本総理の指示に基づき、本改革を巡る国会での議論や「金融システム改革連絡協議会」での議論等をも踏まえて、関係審議会が検討を行い、策定したものである。

III プランの概要

- (1) プラン策定に当たったの基本的考え方
 - タイムスケジュールの明確化
改革を一体的に進めるためのタイムスケジュールを明確にする。
 - 明確な理念の下での広範な市場改革
本改革は、
 - ・ Free (市場原理が働く自由な市場に)

- ・ Fair（透明で信頼出来る市場に）
- ・ Global（国際的で時代を先取りする市場に）

の3原則に照らして必要と考えられる改革を全て実行する。

○ 利用者の視点に立った取組み

各審議会の報告書の主な内容は、利用者の立場に立った改革という観点から、

- 投資家・資金調達者の選択肢の拡大
- 仲介者サービスの質の向上及び競争の促進
- 利用しやすい市場の整備
- 信頼できる公正・透明な取引の枠組み・ルールの整備

の4つの視点を網羅しているものである。

○ 金融システムの安定

本改革の実現に当たり、金融機関の不良債権問題の速やかな処理を促進するとともに、早期是正措置の導入やディスクロージャーの拡充などを通じて金融機関等仲介者の健全性確保に努め、金融システムの安定に万全を期すことが重要である。

(2) 主な具体的事項と内容

事項	措置内容	スケジュール
(1)投資家・資金調達者の選択肢の拡大		
証券デリバティブの全面解禁	証券取引所における個別株式オプション取引を導入する。 有価証券関連の店頭デリバティブ取引の導入のための環境整備を行った上で、証券デリバティブを全面解禁する。 有価証券及び商品関連の店頭デリバティブ取引について、原資産の受渡しを伴わない範囲で、銀行等が行える業務とする。	97年7月に、東京・大阪両証券取引所において取引開始予定。 次期通常国会に法案提出予定。 次期通常国会に法案提出予定。
「証券総合口座」の導入	「証券総合口座」を導入する。	97年度中に実施予定。
銀行等の投資信託、保険の窓口販売の導入	銀行等の本体による投資信託の販売を導入する。 銀行の店舗貸しによる投資信託委託会社の直接販売を導入する。 保険については、弊害防止措置等を講じた上で、住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険の販売を認める。	次期通常国会に法案提出予定。 97年度中に実施予定。 2001年を目処に実施予定。
ABS（資産担保証券）など債権等の流動化	ABSの発行体であるSPC（特別目的会社）についての法的整備を行う。 金銭債権信託受益権について、有価証券の発行根拠を法定し、流動性を改善する。	次期通常国会に法案提出予定。 次期通常国会に法案提出予定。
内外資本取引等の自由化	クロスボーダーの証券取引、海外預金等の自由化により、企業や個人の資金運用、資金調達の選択肢を拡大する。	今国会で外為法〔外国為替及外国貿易管理法〕の抜本的改正が成立し、98年4月1日より施行。
(2)仲介者サービスの質の向上及び競争の促進		
持株会社制度の活用	持株会社形態の利用を可能とするとともに、預金者、投資者、保険契約者の保護等金融上の観点から必要となる諸措置を講ずるため、所要の法整備等を行う。	改正独占禁止法の施行をにらみ、所要の法的整備を可及的速やかに行う。
証券会社の免許制の見直し	現行の免許制を改め、登録制を原則とする。その上で例えば店頭デリバティブ業務や引受業務など、業務の専門性やより高度なリスク管理が求められる特定の分野については、認可制とする。	次期通常国会に法案提出予定。

業態別子会社の業務範囲等	証券会社、信託銀行子会社に係る残余の業務制限を解禁する。	99年度下期中に解禁。
	保険会社と金融他業態との間の参入について実現を図る。 保険会社による銀行・信託・証券業務への参入、証券会社による保険業への参入等については、時期を早めて実施する。	2001年までに実現。
普通銀行における長短分離制度に係る業務上の規制の撤廃等	普通銀行による普通社債等の発行等を認める。	99年度下期実施。
証券会社の業務の多角化	外国為替銀行法を廃止する。	次期通常国会に法案提出予定。
	專業義務を廃止し、業務の多様化・差別化を可能とする。	次期通常国会に法案提出予定。
株式売買委託手数料の自由化	株式売買委託手数料を完全自由化する。	99年末には完全自由化。その前段階として、98年4月に自由化部分を現行の売買代金10億円超から5千万円超まで引下げ。
電子マネー・電子決済	電子マネー・電子決済に関し、法律関係の明確化、新規参入の促進、個人利用者の保護等に関する検討を進め、所要の措置を講ずる。	速やかに具体的な施策に関する検討を進め、所要の措置を講ずる。
ノンバンクの資金調達の様式化	貸付資金調達に係る社債・CP発行を禁止する出資法等の制約について基本的に廃止する。	法改正を要する事項については次期通常国会に法案提出予定。
算定会の改革	火災保険、自動車保険等の料率につき、損害保険料率算出団体が算定する料率の使用義務を廃止する。	関係法令の改正を経て、98年7月までに実施予定。
外国為替業務の自由化	為銀〔外国為替公認銀行〕制度、両替商制度、指定証券会社制度を廃止し、外為〔外国為替〕業務に着目した規制を撤廃することで、外為業務への自由な参入・退出を確保するとともに、外貨売買・通貨スワップ等顧客のニーズに合わせた多様な金融サービスを提供することを可能にする。	今国会で外為法の抜本的改正が成立し、98年4月1日より施行。
(3) 利用しやすい市場の整備		
取引所集中義務の撤廃	取引所外における取引の公正性確保の観点から、証取法〔証券取引法〕の改正を含め所要のルール整備を図った上で、取引所集中義務を撤廃する。	次期通常国会に法案提出予定。
店頭登録市場における流通面の改善	取引所市場の補完との位置付けを見直すとともに、流通面の改善策を実施することにより、その機能を強化する。	97年度以降推進。
未上場株式、未登録株式の証券会社による取扱いの解禁	未上場株式・未登録株式の証券会社による取扱いを解禁する。	97年7月に実施予定。
金融先物取引のあり方	金融先物取引について、新商品の開発、取引手法の整備、投資者保護措置の整備に向けた検討等を進める。	日本円短期金利先物に係るスプレッド取引については98年中にも導入。
短期金融市場の整備	短期金融市場について、取引慣行の見直しや日本銀行当座預金決済の即時クロス決済（RTGS）化等の導入を図る。	RTGS化については今世紀中に導入。
内外資本取引等の自由化	対外決済や資本取引に係る事前の許可・届出制度を原則廃止する。	今国家で外為法の抜本的改正が成立し、98年4月1日より施行。

(4)信頼できる公正・透明な取引の枠組み・ルールの整備		
連結財務諸表制度の見直し	連結ベース中心のディスクロージャーへの転換、連結手続の抜本的見直しを行う。	99年3月期から段階的に実施。
金融商品に関する会計基準の整備	有価証券・デリバティブ等の金融商品に関し、時価評価を導入する等、会計基準の整備を図る。	98年夏までに取りまとめる企業会計審議会の最終意見書を踏まえ、早急を実施。
会計士監査の充実	監査の事後の審査の実施等国際的に遜色のない水準の監査実務、監査体制の整備を進める。	公認会計士審査会提言に基づき早急に実施。
有価証券定義の拡大	新たな商品が出現するに伴い、公正取引ルール等の投資家保護の措置の適用範囲を適切に定める観点から有価証券の定義を拡大する。	次期通常国会に法案提出予定。 (一部政令で実施)
証券取引法のルールの拡充等	有価証券関連の店頭デリバティブ導入等の取引形態の多様化等に対応して、公正取引ルールの拡充を図る。 また、インサイダー取引等について罰則の強化を図る。	次期通常国会に法案提出予定。
検査・監視・処分体制の充実	証券取引等監視委員会の機能強化を始めとした検査・監視・処分体制の充実を図る。	97年度以降、推進。
証券取引における紛争処理制度の整備	証券取引法に定める自主規制機関のあつせん等の制度を法制化する等により、紛争処理制度の整備・充実を行う。	次期通常国会に法案提出予定。
早期是正措置の導入	経営の健全性を確保していくための透明性の高い監督手法である早期是正措置を導入する。	98年4月より導入。
決済リスクの削減策の強化	決済システムに関して、リスク削減策の強化に向けた体制整備等を図る。	一括清算ネットティングについては次期通常国会に法案提出を目指す。
金融機関等の利用者の保護	消費者信用保護の諸施策については、統一的な消費者信用保護法の法制も視野に入れ検討を進め、所要の措置を講ずる。 非預金商品に係る説明ルール作り等を行う。	97年度中結論を得、速やかに所要の措置を講ずる。 97年度中に実施。
分別管理の徹底及び寄託証券補償基金制度の拡充	顧客資産の分別管理を徹底するとともに、寄託証券補償基金を証券取引法上の法人として位置づけ、その制度を整備・拡充する。	次期通常国会に法案提出予定。
経済制裁等の国際的要請への対応	国際的な要請に応じて、経済制裁等を機動的かつ効果的に実施し得るメカニズムを確保する。	今国会で外為法の抜本的改正が成立し、98年4月1日より施行。
マネーロンダリング防止等に対する国際的要請への対応	銀行等や両替業務を行う者に本人確認義務を法律上課するとともに、現金等の支払手段等の輸出入について税関に対する事前届出制度を導入する。	今国会で外為法の抜本的改正が成立し、98年4月1日より施行。
事後報告制度の整備	国際収支統計の作成、市場動向の的確な把握等のため、簡素化を図りつつ、内外資本取引等に関する効率的かつ実行性のある事後報告制度を整備する。	今国会で外為法の抜本的改正が成立し、98年4月1日より施行。

IV 今後の課題

(1) プランの実施、諸制度の整備

本プランの内容に沿って改革を実現すべく、所要の法令の改正等、制度の整備を早急に進める。

(2) 金融関係税制の見直し

金融関係税制については、金融市場の抜本的改革にあわせて、公的サービスの財源である税の基本的性格、公平・中立・簡素といった租税原則、さらには国際的整合性の観点をも踏まえ、その望ましいあり方について検討を進める。

(3) 金融サービス法等の検討

金融システム改革の進展に伴い、業態にとられない自由な市場参入や多種多様な金融商品・サービスの提供が予想されることから、改革の進展状況を踏まえつつ、利用者の視点に立って、市場参加者に共通に適用される横断的なルールの構築（いわゆる金融サービス法）も視野に入れて、中期的な視点で幅広く検討する。

（出所）『金融』平成9年7月号 62-66ページより作成。

6-3 「罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律」（平成9年法律第117号）の概要

（平成9年12月10日公布）

1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成9年10月21日	平成9年11月6日	平成9年11月28日	平成9年11月28日	平成9年11月28日	平成9年12月2日	平成9年12月3日	平成9年11月6日 衆本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

（出所）参議院「参議院審議概要 第141回国会【臨時会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/141/1414105.pdfより作成。

2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案及び罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

〔中略〕

次に、罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、最近における金融不祥事を踏まえ、その再発防止を図るとともに、今後の金融システム改革に向けて、金融機関等の経営の健全性と証券市場等の公正性及び透明性の確保を図るため、金融機関等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則、証券市場等における不正取引、企業内容等の開示義務違反に係る罰則その他の罰則の整備を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、銀行、保険会社、証券会社等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則の強化を行うこととしております。

第二に、相場操縦行為、損失補てん、内部者取引等の不正取引に係る罰則及び重要事項に虚偽記載のある有価証券報告書の提出等の企業内容等の開示義務違反に係る罰則の強化を行うことといたしております。

第三に、いわゆる総会屋対策の観点から予定されている商法の改正に伴いまして、金融関係法律について所要の罰則の整備を行うことといたしております。

これらの法律案は、金融システム改革の一環として、金融の基本的枠組みの整備を図るものでございます。

以上、提案の三法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。」

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成9年11月6日)。

3. 法律案の要旨

「本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融機関等の経営の健全性と証券市場等の公正性及び透明性の確保を図るため、金融機関等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則、証券市場等における不正取引、企業内容等の開示義務違反等に係る罰則その他の金融関係法律の罰則の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 金融機関等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則の整備

(1) 銀行、保険会社、証券会社等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則について、長期を1年とする懲役刑を加え、罰金の多額を300万円に引き上げるとともに、法人に対する罰金の多額を2億円に引き上げる。

(2) (1)の罰則の強化等に伴い、金融関係法律について所要の罰則の整備を行う。

2 不正取引及び企業内容等の開示義務違反等に係る罰則の整備

(1) 相場操縦、不正取引行為に係る罰則について、懲役刑の長期を3年から5年に、罰金の多額を300万円から500万円に引き上げるとともに、法人に対する罰金の多額を3億円から5億円に引き上げるほか、損失補てん、内部者取引等の不正取引に係る罰則の強化を行う。

(2) 重要事項に虚偽記載のある有価証券報告書の提出等に係る罰則について、懲役刑の長期を3年から5年に、罰金の多額を300万円から500万円に引き上げるとともに、法人に対する罰金の多額を3億円から5億円に引き上げる等、企業内容等の開示義務違反等に係る罰則の強化を行う。

3 商法等の改正に伴う関係法律の罰則の整備

いわゆる総会屋の根絶を図るとともに株式会社の運営の健全性を確保する観点から行われる商法等の改正に伴い、関係法律について所要の罰則の整備を行う。

4 その他

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。」

(出所) 参議院「参議院審議概要 第141回国会【臨時会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/141/1414105.pdf。

4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

○衆議院大蔵委員会における附帯決議(平成9年11月28日)

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の金融機関の不祥事により著しく損なわれた国民の信頼回復のため、いわゆる総会屋等との絶縁に向けた株主総会への取組み等について、金融機関経営者の意識改革を促すとともに、金融機関の法律違反等の行為に対しては、今後とも的確な行政処分の執行等厳正な対処を行っていくこと。

一 我が国の金融・証券市場への内外の信頼を高めるため、ルールの透明化等市場のインフラ整備を行い、市場規律が発揮され、公正な競争原理が徹底される市場の構築に努めること。

- 一 金融機関経営の健全性確保の観点から、重点的・効率的な検査の実施に努めるとともに、検査・監督体制の充実・強化を図ること。また、証券市場における取引の公正確保のための監視体制の充実・強化を図り、引き続き厳正な監視に努めること。
- 一 金融機関の罰則の在り方については、罰金についての厳重な対応を含め、今後とも社会情勢に対応して不断の見直しを行い、透明、公正な金融・証券市場の構築に努めること。」

○参議院大蔵委員会における附帯決議（平成9年12月2日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の金融機関の不祥事により著しく損なわれた国民の信頼回復のため、いわゆる総会屋等との絶縁に向けた株主総会への取組み等について、金融機関経営者の意識改革を促すとともに、金融機関の法律違反等の行為に対しては、今後とも的確な行政処分の執行等厳正に対処すること。
- 一 我が国の金融・証券市場に対する内外の信頼を高めるため、ルールの透明化、経営情報の開示等市場のインフラ整備を行い、市場規律が発揮され、公正な競争原理が徹底される市場の構築に努めること。
- 一 金融機関経営の健全性確保の観点から、重点的・効率的な検査の実施に努めるとともに、検査・監督体制の一層の充実・強化を図ること。また、証券市場における取引の公正確保のため、証券取引等監視委員会等の監視体制の充実・強化を図り、引き続き厳正な監視に努めること。
- 一 公正かつ透明な金融・証券市場の構築を図る観点から、金融関係法律の罰則規定の在り方については、今後とも社会経済情勢の変化に対応して不断の見直しを行うこと。右決議する。」

（出所）衆議院「大蔵委員会議録」（平成9年11月28日）。参議院「大蔵委員会会議録」（平成9年12月2日）。

6-4 「持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律」（平成9年法律第120号）及び「銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律」（平成9年法律第121号）の概要

（平成9年12月12日公布）

1. 国会における審議状況

提出月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成9年10月13日	平成9年11月6日	平成9年11月25日	平成9年11月27日	平成9年12月3日	平成9年12月4日	平成9年12月5日	平成9年11月6日 衆本会議趣旨説明 平成9年12月3日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

（出所）参議院「参議院審議概要 第141回国会【臨時会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/141/1414105.pdfより作成。

2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案及び罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、持株会社の設立等の解禁に伴い、銀行業、保険業または証券業を営む者を子会社とする持株会社について、銀行等の経営の健全性の確保、投資者保護等の観点から必要となる監督上の措置を講ずる必要性があること等にかんがみまして、銀行法、保険業法、証券取引法、その他の関係法律について所要の規定の整備を図った上、銀行持株会社等の設立等を可能とするものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、銀行持株会社について、銀行持株会社の設立等に係る認可、銀行持株会社の子会社の範囲の制限、国内のいわゆる一般事業会社の株式等を銀行持株会社またはその子会社が合算して一定割合を超えて所有することの制限、銀行持株会社及びその子会社に対する報告徴求、立入検査等、所要の規定の整備を行うこととしております。また、破綻金融機関の株式の取得を行う銀行持株会社等が預金保険機構に資金援助の申し込みを行うことができることとしております。

第二に、保険持株会社について、保険持株会社の設立等に係る認可、保険持株会社による子会社の所有承認、保険持株会社及びその子会社に対する報告徴求、立入検査等、所要の規定の整備を行うこととしております。

第三に、証券持株会社について、証券持株会社に対する報告徴求、立入検査等、所要の規定の整備を行うこととしております。

その他、所要の措置を講ずることとしております。

次に、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、銀行持株会社が金融業務の効率的な運営に資するものであることにかんがみ、銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にするための措置として、銀行等の合併手続の特例その他の所要の措置を講ずるものであります。

具体的には、銀行等による銀行持株会社の創設のための合併手続について、合併の条件、合併契約書の承認等に係る特例を設ける等、所要の措置を講ずるものでございます。

〔中略〕

これらの法律案は、金融システム改革の一環として、金融の基本的枠組みの整備を図るものでございます。

以上、提案の三法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。」

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成9年11月6日)。

3. 法律案の要旨

○持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案

「本法律案は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴い、銀行業、保険業又は証券業を営む者を子会社とする持株会社について、銀行等の経営の健全性の確保、投資者保護等の観点から必要となる監督上の措置を講ずる必要性があること等にかんがみ、銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 銀行法等の一部改正

銀行持株会社について、銀行持株会社の設立等に係る認可、銀行持株会社の子会社の範囲の制限、銀行持株会社等による一般事業会社の株式の取得等の制限、大蔵大臣による監督等、所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 銀行持株会社となろうとする会社は、あらかじめ、大蔵大臣（金融監督庁設置後は内閣総理大臣）の認可を受けなければならないこととする。

(2) 銀行持株会社は、銀行、証券会社等、銀行業若しくは証券業に関連する業務等を営む会

社等以外の会社を子会社としてはならないこととする。

- (3) 銀行持株会社又はその子会社は、国内のいわゆる一般事業会社の株式等については、合算して、当該会社の発行済株式総数等の15%を超えて所有してはならないこととする。
 - (4) 大蔵大臣（金融監督庁設置後は金融監督庁長官）による銀行持株会社及びその子会社に対する報告徴求・立入検査等に関する規定を置くこととする。
- 2 保険業法の一部改正

保険持株会社について、保険持株会社の設立等に係る認可、保険持株会社による子会社所有に係る承認、保険持株会社及びその子会社に対する報告徴求・立入検査等、所要の規定の整備を行うこととする。
 - 3 証券取引法の一部改正

証券持株会社について、証券持株会社に対する報告徴求・立入検査等、所要の規定の整備を行うこととする。
 - 4 預金保険法の一部改正

破綻金融機関の株式の取得を行う銀行持株会社等が、預金保険機構に資金援助の申込みを行うことができることとする。
 - 5 その他

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の銀行法等の施行状況、銀行業等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、銀行持株会社等に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

○銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案

「本法律案は、銀行持株会社が金融業務の効率的な運営に資するものであることにかんがみ、銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にするための措置として銀行等の合併手続の特例その他の所要の措置を講ずることにより、金融制度の安定及びその利用者の利便の向上を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 銀行持株会社創設のための合併の条件の特例

金融機関と銀行持株会社の子会社である他の金融機関とが、当該他の金融機関が存続することとなる合併を行う場合において、銀行持株会社が消滅金融機関の子会社であるときは、合併契約書に、消滅金融機関の株主が合併により受けるべき存続金融機関の株式を現物出資の目的として銀行持株会社に給付し、かつ、銀行持株会社が当該株主に対し現物出資に係る新株を発行することを合併の条件として定めることができることとする。
- 2 合併契約書の承認の特例

1の条件が定められた合併に係る株主総会の承認の決議については、発行済株式の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならないこととする。
- 3 銀行持株会社が発行する株式総数の増加の制限の特例

銀行持株会社が1の条件に従い現物出資の給付を受けて新株を発行する場合には、当該銀行持株会社は、発行済株式の総数と当該現物出資の給付を受けて発行する新株の総数を合計した数の4倍を超えない範囲において、その発行する株式の総数を増加することができることとする。
- 4 現物出資の検査の特例

銀行持株会社が1の条件に従い現物出資の給付を受けて新株を発行する場合において、消滅金融機関の株式が取引所の相場のある株式であり、かつ、合併契約書に記載された現物出資の目的たる存続金融機関の株式の価格が一定の証明を受けた株式評価額を超えないときは、当該現物出資については、検査役の調査を要しないこととする。」

go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/141/1414105.pdf.

4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成9年11月25日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融持株会社の解禁により、銀行等が影響力を行使して産業支配を行うことのないよう、競争政策の観点からその実態について十分な監視を行うとともに、預金者保護等の観点から銀行持株会社グループによる株式保有制限や他業制限等の規制が遵守されるよう努めること。また、ディスクロージャーの内容の充実にも配慮すること。
- 一 銀行が持株会社形態を活用して、多様な金融又は金融関連業務に進出することにかんがみ、銀行持株会社グループが行う金融商品の販売に当たっては、商品内容の説明、銀行による圧力販売の防止等により預金者等の利用者が不利益を被ることとならないよう配慮すること。
- 一 銀行持株会社だけでなく他の金融持株会社についても、持株会社の設立手続を円滑化するための方策について検討すること。
- 一 金融持株会社制度を活用しやすいものとするため、金融持株会社の設立の際及び設立後における税制上の問題の検討を進めること。」

○参議院大蔵委員会における附帯決議（平成9年12月4日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融持株会社の解禁により、銀行等が産業支配を行うことのないよう、公正な競争促進の観点からその実態について十分な監視を行うとともに、預金者保護等の観点から銀行持株会社グループによる株式保有制限や他業制限等の規制が遵守されるよう努めること。
- 一 銀行持株会社グループ等の連結ベースでのディスクロージャーを充実させるとともに、預金者等の利用者にわかりやすく経営情報の開示を進めること。
- 一 銀行が持株会社形態を活用して、多様な金融又は金融関連業務に進出することにかんがみ、銀行持株会社グループが行う金融商品の販売に当たっては、商品内容の説明義務を課し、銀行の影響力を行使した販売の防止等により預金者等の利用者が不利益を被ることのないよう配慮すること。
- 一 銀行持株会社以外の他の金融持株会社についても、持株会社の設立手続を円滑にするための方策について検討すること。
- 一 金融持株会社制度の活用を促進するため、金融持株会社の設立の際及び設立後における課税のあり方について検討を進めること。また、持株会社形態を利用した租税回避の防止等にも留意すること。
右決議する。」

（出所） 衆議院「大蔵委員会議録」（平成9年11月25日）。参議院「大蔵委員会議録」（平成9年12月4日）。

6-5 「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」(平成10年法律第107号)の概要

(平成10年6月15日公布)

1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成10年3月13日	平成10年4月9日	平成10年5月15日	平成10年5月15日	平成10年5月18日	平成10年6月4日	平成10年6月5日	平成10年4月9日 衆本会議趣旨説明 平成10年5月18日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

(出所) 参議院「参議院審議概要 第142回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/142/1424106.pdfより作成。

2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

本法律案は、我が国内外の社会経済情勢の変化に即応し、諸外国との調和を図りつつ、自由かつ公正で内外の利用者に資する金融システムを構築するため、証券取引法、証券投資信託法、銀行法、保険業法等関係法律の整備等を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、投資者の多様化するニーズにこたえ、国民のよりよい資産運用を可能にするため、証券投資法人制度の創設や私募投資信託の導入のほか、金融機関に証券投資信託の受益証券の募集の取り扱い等を可能とする等の措置を講ずることとしております。

第二に、活力ある仲介活動を通じた魅力あるサービスの提供を可能とするため、証券業について現行の免許制を原則登録制に改めるとともに、その專業義務を見直し、幅広い業務を行うことを可能とするほか、株式売買委託手数料の完全自由化、保険会社と銀行及び証券会社との間の相互参入の促進等の措置を講ずることとしております。

第三に、投資者や資金調達者にとって多様な市場や取引の枠組みの利用が可能となるように、証券業協会が開設する市場を店頭売買有価証券市場と定義し店頭登録市場の機能強化を図るほか、いわゆる私設取引システムを証券業として整理する等の規定整備を行うこととしております。

第四に、利用者が安心して取引を行えるように、企業内容の開示を連結主体に移行することや金融機関及び証券会社に説明書類の公衆縦覧を義務づけること等のディスクロージャーの充実、公正取引ルールの整備や、銀行及び保険会社の子会社の範囲の明確化並びに破綻の際の備えとしての投資者保護基金及び保険契約者保護機構の創設等の措置を講ずることとしております。

[中略]

これらの法律案は、金融システム改革の一環として、金融の基本的枠組みの整備を図るものであります。

以上、四法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。」

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成10年4月9日)。

3. 法律案の要旨

「本法律案は、我が国内外の社会経済情勢の変化に即応し、諸外国の金融システムとの調和を図りつつ、自由で公正な金融システムを構築していく必要性にかんがみ、内外の利用者に資するよう金融システムを改革するため、証券取引法、証券投資信託法、銀行法、保険業法等関係法律の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 資産運用手段の充実

証券投資法人制度（いわゆる会社型投信）の創設や私募投資信託の導入のほか、金融機関に証券投資信託の受益証券募集の取扱い等（銀行等による投資信託の窓口販売）を可能とする等所要の措置を講ずる。

2 活力ある仲介活動を通じた魅力あるサービスの提供

証券業について現行の免許制を原則登録制に改めるとともに、その専門義務を見直し、幅広い業務を行うことができるようにするほか、株式売買委託手数料の完全自由化、保険会社と銀行及び証券会社との間の相互参入の促進等所要の措置を講ずる。

3 多様な市場と資金調達チャンネルの整備

証券業協会が開設する市場を店頭売買有価証券市場と定義し、店頭登録市場の機能強化を図るほか、いわゆる私設取引システム（電子的取引システム）を証券業として整理する等所要の措置を講ずる。

4 利用者が安心して取引を行うための枠組みの構築

企業内容の開示を連結ベース主体に移行することや金融機関及び証券会社に業務及び財産の状況に関する説明書類等の公衆縦覧を義務付けること等のディスクロージャーの充実、公正取引ルールの整備や銀行及び保険会社の子会社の範囲を明確化するほか、証券投資者や保険契約者の保護が図られるよう投資者保護基金及び保険契約者保護機構を創設する等所要の措置を講ずる。

5 施行期日

損害保険の算定会の改革（平成10年7月1日）、連結ベース主体の開示への移行（平成11年4月1日）、株式売買委託手数料の完全自由化（平成11年12月31日までの政令で定める日）、銀行系証券子会社の業務制限の撤廃（平成11年10月1日から平成12年3月31日までの政令で定める日）等を除き、原則として平成10年12月1日から施行する。」

（出所）参議院「参議院審議概要 第142回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/142/1424106.pdf。

4. 附帯決議

衆議院大蔵委員会、参議院財政・金融委員会において以下の附帯決議がなされた。

なお、この決議は、本法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案に対するものである。

○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成10年5月15日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 自由かつ公正で諸外国と調和のとれた金融システムを構築し、もって、国民によりよい資産運用と資金調達の道を提供するという金融システム改革の趣旨を十分に踏まえ、本法の適切な執行に努めること。
- 一 金融システムの改革に当たり、公務員一人一人の意識改革と倫理向上に全力を尽くすとともに、明確なルールに基づく市場規律を軸とした透明な金融行政を早急に確立し、行政に対する国民の信頼の回復に最大限の努力を傾注すること。

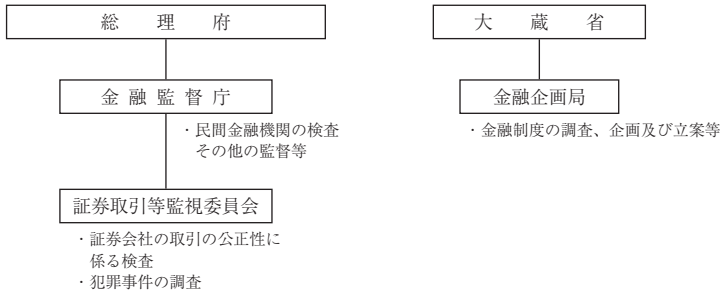
- 一 我が国の金融・資本市場を公正かつ透明で利用者が安心して取引できるものにするため、仲介金融機関の法令遵守のための内部管理体制の早急な確立を促すとともに、不公正な取引に対する検査・監視体制を抜本的に充実・強化し、公正取引ルールの厳格な適用を行うこと。
- 一 金融システム改革により多様な金融商品やサービスが提供されるようになることにかんがみ、預金者等の利用者が不測の損害を被ることのないよう、ディスクロージャー・商品説明等の一層の充実に配慮すること。また、いわゆる金融サービス法等の利用者の視点に立った横断的な法制について早急に検討を進めること。
- 一 金融システムが経済及び国民生活の基盤をなすものであることを踏まえ、不良債権の速やかな処理を促すとともに金融システムの安定化に格段の配慮を払うこと。
- 一 投資者保護基金制度の適正な運用に資するため、証券会社による分別管理の徹底を図るとともに、その監視を強化し、違反に対しては厳正に対処すること。また、基金を発動した場合には、分別管理等に関する違反がなかったか原因の究明を行い、証券会社の経営者がモラルハザードに陥ることのないように努めること。
- 一 金融機関が抱える不良債権の流動化について、本法の実効性を確保するため、アメリカのRTCなど諸外国の制度も参考にしつつ不良債権の処理方策等について検討すること。」

○参議院財政・金融委員会における附帯決議（平成10年6月4日）

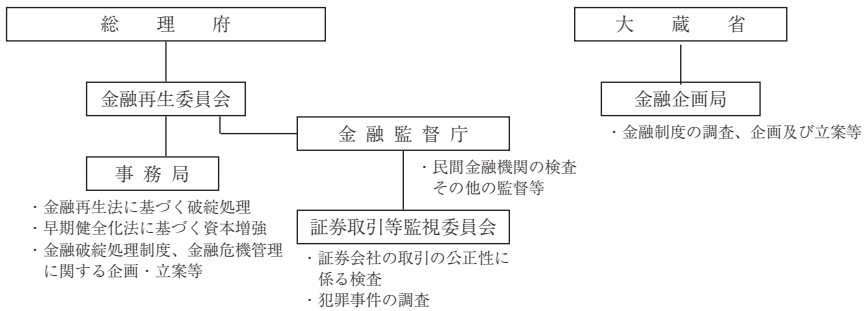
「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融システムが経済及び国民生活の基盤をなすものであることを踏まえ、不良債権の迅速かつ本格的な処理を促すとともに金融システムの安定化に格段の配慮を払うこと。
 - 一 今後の金融行政の運営に当たっては、いわゆる通達行政を見直し、明確なルールに基づく市場規律を軸とした金融行政と政策決定過程の透明化を早急に確立し、金融行政に対する内外の信頼回復に最大限の努力を傾注すること。
 - 一 我が国の金融・資本市場を公正かつ透明で利用者が安心して取引できるものにするため、仲介金融機関の法令遵守のための内部管理体制の早急な確立を促すとともに、不公正な取引等に対する検査・監視体制を抜本的に充実・強化し、また、金融関係法律の罰則規定についても、社会経済情勢の変化に対応して不断の見直しを行うこと。
 - 一 多様な金融商品やサービスが提供されるようになることにかんがみ、預金者等の利用者が不測の損害を被ることのないよう金融機関に義務づけられた商品説明等が適切に行われるよう留意すること。また、いわゆる金融サービス法等の利用者の視点に立った横断的な法制について早急に検討を進めること。
 - 一 投資者の保護を十分なものにするため、証券会社による分別管理の徹底を図るとともに、その監視を強化し、違反に対しては厳正に対処すること。また、投資者保護基金を発動した場合には、分別管理等に関する違反がなかったか原因の究明を厳正に行い、証券会社の経営者がモラルハザードに陥ることのないように努めること。
 - 一 投資者保護基金及び保険契約者保護機構は、借入れに対する政府保証債務の履行が安易に行われることのないよう透明性の高い運営に留意すること。
 - 一 金融機関が抱える不良債権の流動化について、本法の実効性を確保するため、米国のRTC等諸外国の制度も参考にしつつ不良債権の処理方策等について検討すること。
 - 一 金融システム改革は、我が国経済・社会の活性化に不可欠のものであり、我が国金融業の発展に資するものであるが、雇用面での摩擦的な痛みを伴う可能性があることにも留意をして進めること。
- 右決議する。」

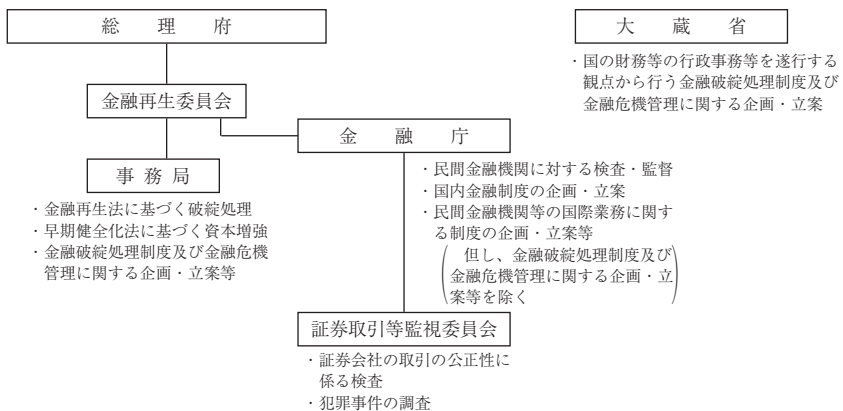
【平成10年6月から平成10年12月】



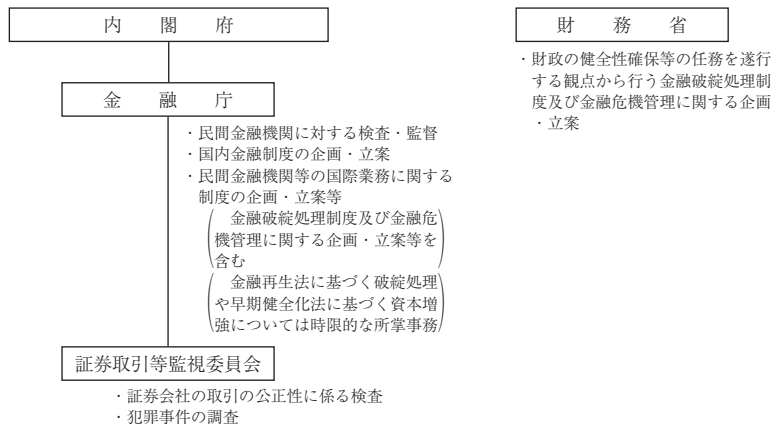
【平成10年12月から平成12年6月】



【平成12年7月から平成13年1月】



【平成13年1月から平成16年3月】



(注) 本稿対象期間（平成元年度から平成12年度）のもの。

(出所) 「金融行政機構の推移」金融庁ウェブ・ページ <https://www.fsa.go.jp/common/about/suii/index.html>。